

令和5年5月2日

保護者様

基山町教育委員会 教育長 柴田 昌範
基山町立基山中学校 校長 高木 健

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は本町教育並びに本校教育活動にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症法上の位置づけが5類へと移行することとなり、これまで3年余りに及んだ感染症対策も一つの節目を迎えることとなりました。この期間中、様々な制約があるにも関わらず、本校の教育活動に御理解、御協力いただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

5類移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、生徒が安全・安心な環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう、下記のとおり対応して参りますので、ご家庭におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 感染症対策等について

- 記録や提出は不要ですが、毎朝のお子様の健康観察については今後もお願いできればと思います。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようご協力をお願いします。
- 学校では適切な換気や清掃による清潔な空間の確保に努めるとともに、引き続き手洗い等の手指衛生や咳エチケットを励行いたします。
- マスクの着用を求めないことを基本とします。校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面等では、必要となる場合があるため、学校には持参させてください。

2 新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止措置の取扱いについて

- 児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は出席停止とします。
出席停止は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。児童生徒の感染が判明した場合には速やかに学校へご連絡ください。
- 家族に陽性者や体調不良者が出て、登校して差し支えありません。
- 児童生徒が感染し、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、できるだけマスクの着用をお願いします。
- 児童生徒本人が感染した場合のほか、感染している疑いがある場合や、感染する恐れがある場合には学校にご相談ください。

3 季節性インフルエンザに伴う出席停止の取扱いについて

- 児童生徒本人が季節性インフルエンザに感染した場合は出席停止とします。
出席停止は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

4 その他

- 今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途連絡いたします。
- 欠席連絡については、マチコミの欠席連絡の機能のご利用が可能ですので、ご活用ください。

【新型コロナウイルス感染症に感染した場合】



発熱・咳 等



回復(軽快)



登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	出席停止期間							
2日間								
3日間								
4日間								
5日間								
6日間								

出席停止の期間は「発症した日を0日目と数え、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

【季節性インフルエンザに感染した場合】



発熱 等



解熱



登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	出席停止期間								
2日間									
3日間									
4日間									
5日間									
6日間									

出席停止の期間は「発症した日を0日目と数え、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後2日を経過するまで」です。